

総務省独立行政法人評価委員会（第32回）

平成23年3月10日

【相馬官房政策評価広報課長】 亀井先生、定刻前でございますが、一応お揃いでございますので、よろしくお願いいたします。

【亀井委員長代理】 それでは、ただいまから第32回総務省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。本日は情報通信・宇宙開発分科会と統計センター分科会にご所属の委員につきまして、本年2月21日付で改選が行われました後の最初の委員会となります。新委員長が選出されるまでの間、誠に僭越でございますが私が議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数でございますが、本日は委員15名のうち8名の委員の方がご出席をされておられますので、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第1項に定める定足数を満たしております。

次に、2月21日付で新たに委員に就任されました方をご紹介します。本日はご所用により欠席をしておられますが、情報通信・宇宙開発分科会に黒田委員と東倉委員のお二方が新たに就任いただいております。

続きまして、事務局を代表して福井官房総括審議官から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【福井官房総括審議官】 本日は、年度末のお忙しい中、委員の先生方には大変ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから私ども総務省所管の行政、とりわけ所管の独立行政法人に関してご指導、評価等々ご尽力いただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会でございますが、亀井先生から紹介がありましたように、先月の2月21日付で委員の改選がございました。その関係で新たに委員長の選出、委員長代理の指名をいただくことになってございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、情報通信研究機構につきましては、昨年の夏以来、森永先生をはじめ、部会の委員の先生方には大変なご尽力をいただきまして、中期目標期間の終了に伴います見直しの総まとめといたしまして、第3期の中期目標、そして、第3期の中期計画案の概要を説明させていただく予定にしております。

また、昨年の独法通則法の一部改正に伴いまして、本委員会の議事規則の一部改正もご審議いただく予定にしております。どうか、よろしくお願いいたします。

独立行政法人を取り巻く状況でございますが、現在行政刷新会議におきまして独立行政法人制度の見直しや組織の抜本的なあり方などを含めて検討されております。そういった動き等を踏まえながら、私ども当委員会におきましても引き続き注視していくことといたします。また、委員の先生方におかれましては、私ども所管の独立行政法人の質の高い行政サービス、高度な行政サービスの提供を含めて効率的で適正なガバナンスや業務運営などについて、引き続き、評価、ご審議、ご指導いただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

**【亀井委員長代理】** ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。最初に、議題1でございますが、委員長の選出をお願いいたします。総務省独立行政法人評価委員会令の第4条第1項の規定によりまして、委員長は委員の皆様の互選により選任することとなっております。どなたか委員長をご推薦いただけませんか。いかがでございますでしょうか。下和田委員、お願いします。

**【下和田委員】** 僭越でありますけれども、私から推薦させていただきたいと思っております。これまでの委員長としてのご実績、あるいは情報通信・宇宙開発分科会でのご活躍やご経験に鑑みまして、引き続き森永先生にお願いするのがよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【亀井委員長代理】** ありがとうございます。委員の皆様からご承認をいただきましたので、森永委員に委員長にご就任させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先生、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

**【森永委員】** 皆様のご推挙を得ましたので、お受けさせていただきたいと思っております。引き続きではあります、どうぞよろしくお願いいたします。

**【亀井委員長代理】** ありがとうございます。先生、どうぞ委員長席にお移りいただければと思います。

それでは、新委員長に森永先生がご就任になりましたので、今後の議事の進行は森永委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【森永委員長】 それでは、ただいまから、議事に入らせていただきます。最初に私が委員長として行動できない場合の代行をお願いする委員長代理を決めさせていただきたいと思ひます。委員長代理は総務省独立行政法人評価委員会令第4条第3項の規定によりまして委員長が指名するということになっておりますので、私からご指名申し上げたいと思ひます。

委員長代理には、平和祈念事業特別基金分科会長の亀井先生に引き続きお願い申し上げたいと思ひます。

亀井先生、よろしくお願ひいたします。

【亀井委員長代理】 ご指名をいただきましたので、僭越でございますが、委員長代理をお引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【森永委員長】 よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【相馬官房政策評価広報課長】 それでは、確認させていただきます。お手元の配付資料一覧でございますとおひ、議題2といたしましては資料1、議題3といたしましては資料2-1から資料2-3、議題4といたしましては資料3、議題の後ろに参考資料が1から4までとなっております。過不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【森永委員長】 ありがとうございます。

では、議題2に入らせていただきます。前回の第31回文書審議を行ったのでございますが、その結果について事務局からご報告をお願いいたします。

【相馬官房政策評価広報課長】 それでは、ご報告させていただきます。資料1のほうをご参照願えればと思ひます。第31回の文書審議につきましては、平成23年2月9日から15日までの間で実施したところでございます。議題は2件ございまして、まず1点目、独立行政法人情報通信研究機構における次期、第3期でございますが、中期目標案について、2つ目として独立行政法人情報通信研究機構における不要財産に係る国庫納付について、この2件でございました。

審議結果でございますけれども、議題2件ともすべての委員の先生方よりご了承する旨の回答をいただいているところでございます。なお、2名の委員の先生からは、ご了承というお答えでございましたが、その上でご意見を提出いただきましたので、そのご意見の対応につきましては森永委員長にご一任をさせていただきました。ご意見の詳細につきま

しては、資料1のその他意見等に記載してございます。

以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。委員の皆様、何か、ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

特別に意見書をつけていただいた下和田委員、岩田委員のお二人に対しましては、私のほうからそれぞれご回答を申し上げました。やはり、我々こう見ておりまして、両先生方、おっしゃるのもそのとおりでございまして、実は部会のほうでも同じような意見が出まして、それぞれ議論はいたしました。

詳細については省きまして、私などから見るとやはりNICTは一流の研究者集団でおられると。その研究集団の方々、それぞれ研究のプロの立場では大変立派であるし、選ばれた研究テーマも何も異論のないところなのでありますが、やはり最近、特に独立行政法人には、国民に対する一層の丁寧な説明であるとか、あるいは国民のニーズを踏まえたものであるとか、あるいは国民に対する還元とか、社会に対する還元とかそういうことが非常に要求されている。我々はその中で評価をしていくわけでありますから、そういうような観点からすると、やはり何ていいますか、学会とかそういうレベルでは大変よく慣れていらっしゃるのだけれども、国民目線という観点からすると、やはりこの説明はいかななものかと、あまりにも難し過ぎるのではありませんかという箇所がいくつかございました。

実はこの月曜日に部会で中期計画（案）を審議したところでございますが、その部会でも私のほうから、どうかその辺を今一度気を付けて検討していただきたいと申し上げたわけでありまして。という状況なのでございますが、同じような答えをお二人の委員の方にもさせていただきました。

以上でございますが、特にこの他ございませぬようでしたら、次の3番目の議題に移りたいと思います。

では、議題3のそのまた1でございますが、独立行政法人情報通信研究機構における次期中期目標の概要に入ります。審議自体は、文書審議によって終わっているのですが、今回委員の皆様が集まっておりますので、改めて総務省から概要の説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**【竹内技術政策課長】** 情報通信国際戦略局技術政策課長の竹内でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料2-1をご覧くださいければと思います。表紙をおめくりいただ

きまして、「情報通信研究機構（NICT）の次期（第3期）中期目標・中期計画について」という資料がございます。本件は先ほどご紹介ありましたように既に2月に文書審議におきまして中期目標についてはご承認をいただきましたので、総務省といたしましては、上の四角の3つ目のボツにございますが、独法通則法第29条第1項に基づきまして3月2日付で中期目標を定めNICTに指示をいたしたところでございます。NICTではこれを受けまして、同日3月2日付で次期中期計画の認可申請書を総務大臣に提出されたところでございます。今後はこの提出された認可申請書の内容について部会等で意見を聴いた上で認可の手続を進めるという段取りになっております。

それでは、中期目標の内容について概要をご説明申し上げます。次の2ページをご覧くださいと思います。基本的な考え方、作業の流れでございますけれども、現在の第2期中期目標期間は今年度で終了いたします。この5年間の中期目標期間中に行われた政府としての決定・報告等が中ほどに点線で囲ってございます。(1)から(7)までございますが、(2)にございます事業仕分けでございますとか、(3)の政独委による勧告の方向性あるいは(4)にございます行政刷新会議で審議された基本方針を受けた閣議決定、そして(6)にございます、これは総務省としての見直しでございます。これはこの独法評価委員会でご審議いただいたものでございます。こういったさまざまな決定・報告を踏まえて先般第3期、次期の中期目標を定めたということでございます。

内容につきましては、3ページをご覧くださいと思います。まず、中期目標の期間でございますが、これは、これまで同様5年間ということで今年の4月から28年の3月まででございます。

それから、業務運営の効率化に関する事項といたしましては、効率化目標を設定するというので、これは現在の第2期と同様に一般管理費については年平均3%、事業費につきましては年平均1%、それぞれ効率化を図るということでございます。それから、人件費・給与水準の適正化ということで、人件費につきましてはご案内のように平成18年の閣議決定、基本方針2006におきまして、人件費改革の取組みを平成23年度まで継続するというにされておりますので、それを踏まえた取組みをするということ、それから、政府において今後総人件費削減に向けた取組みについてもさまざまな検討がなされますので、そういったものを踏まえた適切な対応をするということといたしております。給与水準につきましても、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正化に計画的に取り組むということといたしております。

2番の地域連携・国際連携の重点化ということにつきましては、これは既に地域の研究拠点、リサーチセンターにつきましては、既に現在の中期目標期間において大幅な削減を行っておりますので引き続き必要な機能については維持しながら、重点化した推進を行うということでございます。海外事務所につきましては、共用化と書いてございますが、ここにつきましては他の法人との事務所の共用を行うことによって費用の削減を行うという取組みを行うこととしております。

それから、契約の点検・見直しにつきましては、随契や、一者応札といった事案について点検、検証をしっかりと行って、随時見直しを行っていくということでございます。

3番の業務の質の向上に関する事項でございますが、まず研究開発業務につきましては、「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」の3分野に重点化をし、国として必要な研究開発をしっかりと推進するという事。それから、2番にございます研究支援業務・事業振興業務につきましては、これは国の政策目的達成のために必要なものに限定をする。その上で必要なものについて効率的、効果的に実施をするということといたしております。これは先ほどの流れにもございましたが、行政刷新会議での検討、それから勧告の方向性での指摘、こういったものも踏まえた対応ということでございます。

それから財務内容の改善につきましては、財投会計における繰越欠損金の解消に向けてしっかりと取り組むということと、それから不要資産については計画的に国庫返納を行うということで、一部年度内に返納するものにつきましては既にこの委員会でもご承認をいただき、返納の手続を進めておりますが、次の23年度以降の5年間におきましても返納する部分が既に見込まれておりますので、この部分を計画的にしっかりと取り組むということでございます。

先ほどの7つの点との関係は右側に矢印でお示ししておりますが、それぞれこういった方針を踏まえて中期目標を策定したということでございます。

以上、簡単にポイントをご説明申し上げました。

**【森永委員長】** ありがとうございます。今、ご説明いただいたところですが、委員の先生方、ご意見、ご質問ございましたら、お受けしたいと思います。では、よろしゅうございますか。はい。特段、ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

議題3-2でございますが、独立行政法人情報通信研究機構における次期中期計画案の概要であります。今ご説明いただきました目標、その目標をいかに達成するかという計画

でございます。その概要に移らせていただきます。独立行政法人通則法第30条では、総務大臣が情報通信研究機構に指示をした中期目標に基づいて、情報通信研究機構では中期計画を作成し、総務大臣がその中期計画を認可する際は当委員会の意見を聴くこととされております。

本件につきましては、日程の都合上、分科会での審議をまだ終えておりません。部会はこの月曜日に審議しましたが、分科会までは至りませんでしたので、当委員会としての審議は、分科会の審議が終わり次第、来週以降文書により行う予定とさせていただいております。しかしながら、今回皆様にお集まりいただいておりますので、現在、情報通信研究機構におきまして作成しております次期中期計画案の概要を、NICTからお願いしたいと思っております。

富永理事、お願いします。

【富永情報通信研究機構理事】 情報通信研究機構理事の富永でございます。

それでは、資料2-2と2-3に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、縦のほうの資料2-3でございます。分厚い資料でございますが、次期(第3期)中期計画(案)でございます。この1ページ目と2ページ目が目次になっております。

それで、こちらのほうは独立行政法人通則法に基づきまして規定すべきとされている事項にのっとりまして、章立てを行っております。

冒頭、委員長からございましたようにNICT部会で2度ご議論いただきまして、その結果を受けましてかなり修正を加えた部分もございます。既に修正済みでございます。

それから、縦の資料の6ページをご覧くださいなのですが、中ほどに(イ)広報活動の強化とございます。先ほど委員長からございましたように国民の方々にわかりやすくご説明するということの重要性の部分をここで記述しております。そもそもこの中期計画もそうでございますけれども、これからの業務に当たりまして、しっかりやっていかなければいけないということございまして、該当するところを読み上げさせていただきますと、

(イ)のところございまして、「国民に対する説明責任をこれまで以上に果たし、研究機構の活動実態や成果に対する関心や理解を促進する」と。それから、1つ目のポツで、「社会・国民に理解されるようにわかりやすく情報発信し」というのがございます。それから、その次のポツにつきましても、「研究機構の活動を深く認知してもらうため、動画配信サイト等の国民が身近に利用する双方向性、即時性に優れたメディアの活用」といったことを挙げておりまして、これからこういったことでしっかり取り組んでいくという所存でござ

います。

それで、この資料は大部でございますので、横の資料2-2で、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目は先ほど総務省のほうでご説明いただきました内容でございますので、これは省略させていただきます。

2ページ目でございます。まず1の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の部分でございます。

1といたしまして、業務運営の一層の効率化でございますが、一般管理費は毎年度平均3%以上、事業費は毎年度平均1%以上の効率化を図っていくとしております。それから人件費改革につきましては、これは毎年度1%削減ということでございますけれども、平成23年度も継続してまいります。各年度において国家公務員の給与改定に適切に対応してまいります。給与水準につきましては、国家公務員の給与水準を考慮しつつ適正化に取り組んでまいります。

2番といたしまして、地域連携・国際連携の重点化でございます。海外拠点につきましては、他法人等の事務所との共用化を行うなどにより、経費の削減を図るとしております。

3の契約の点検・見直しでございます。競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図るとしております。

4の保有資産の見直しにつきましては、別途不要財産等の処分計画を作成しております。

5番の自己収入の拡大でございますけれども、知財の保有コストの削減を図るとともに、実施許諾収入の増加を図るということとしております。

6の内部統制の強化につきましては、リスク管理、コンプライアンス推進のための体制を整備し、内部統制の強化を図るとしてしております。研究費の不正使用防止の観点から、職員の意識の向上を図る取組みを実施するとしてしております。

それから、3ページ目にまいりまして、研究開発の重点化でございます。点線のところは第2期中期計画における研究開発計画でございます。ここは省略させていただきます、次の第3期につきましてはその下のほうの実線のところでございます。「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」の3分野に重点化し、次の4つの技術領域を基本とする研究開発体制を構築する。それから、個別研究課題を組織横断的に連携させて効果的かつ効率的に推進する「連携プロジェクト」を必要に応じて導入するとしてしております。

4つの技術領域でございますが、ネットワークの基盤技術でございます、新世代のネ



ットワーク、光ネットワーク、テストベッド、ワイヤレスネットワーク等でございます。それから、2番目としてユニバーサルコミュニケーション基盤技術でございまして、多言語のコミュニケーション、コンテンツ・サービス基盤、超臨場感コミュニケーションでございます。3つ目は、未来ICT基盤技術でございまして、これは先進的な研究開発でございます。脳・バイオのICT、ナノICT、量子ICT、超高周波ICTでございます。4つ目が電磁波センシング基盤技術でございまして、電磁波センシング・可視化、時空標準、電磁環境でございます。

それから4ページ目にまいりまして、3行目の客観的・定量的な目標の設定のところでございます。費用対効果や実現されるべき効果等の視点による目標設定。それから、成果の社会還元を意識を高め、優れた成果創出に繋ぐことに主眼を置いた評価をしてまいります。

(2)の研究開発成果の社会還元強化でございますが、成果の発信といたしまして、年間論文総数1000報以上の掲載を行います。それから、報道発表を5年間で200回以上、それから、周波数標準値の設定・標準時通報・標準電波発射業務や、電波の人体への影響分析モデル、多言語翻訳用辞書データベース、電磁波計測関連データベース、こういった知財、知的基盤でございますけれども、そういった基盤の整備・提供を効果的に実施してまいります。それから、標準への反映、知的財産の活用促進を図ってまいります。エのところでございますが、産学官連携強化それから研究環境のグローバル化ということで、5年間で250件以上の外部研究機関との共同研究を実施してまいります。それから、年平均で250名以上の外部研究者を受け入れてまいります。それから、統合的テストベッドを活用してまいります。

3のところの、職員の能力発揮のための環境整備でございますが、人材の確保、職務遂行能力の向上、職員の能力発揮に資する人事制度の構築、総合的な人材育成戦略の検討を行ってまいります。

それから、5ページ目にまいります。2としまして、ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務でございます。高度通信・放送研究開発助成、海外研究者招へい、ベンチャー支援、インフラ普及支援、情報弱者支援等の業務につきまして、国の政策目標達成のために必要なものに限定しつつニーズを適切に踏まえて効率的かつ効果的に実施してまいります。

それから、平成22年12月の閣議決定、独法の事業の見直しの基本方針を踏まえまし

た各業務の必要性、業務内容、実施主体等に関する検討結果に適切に対応してまいります。

それから、3といたしまして、交付金以外でございますが、電波利用料財源による業務、情報収集衛星に関する開発等を国から受諾した場合には、電波利用技術等の研究開発能力を活用して効率的かつ確実に実施してまいります。

6ページ目の予算、収支計画、資金計画につきましてはそれぞれの勘定ごと及び総計につきまして記述してございます。詳細は省略させていただきます。

それから、7ページ目にまいりまして、まず短期借入金の限度額でございますが、17億円とするということにしております。それから、5番目の不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画でございますけれども、1つ目のポツでございますが、情報通信ベンチャー等に対する出資業務に係る保有資産につきまして、平成23年度に約16億円を国庫返納いたします。それから、2つ目でございますが、旧基盤技術研究促進センターが実施してまいりました融資事業、これに係る貸付債権の管理及び回収業務に係る保有資産につきまして、平成23年度に約150億円を国庫返納してまいります。それから、稚内に電波観測施設がございまして、その跡地が今ございますけれども、23年度以降に土地を国庫返納してまいります。

それから、最後に7番といたしまして剰余金の使途でございますけれども、剰余金が発生した場合には、重点的に実施すべき研究開発に係る経費等に充ててまいります。

次のページ以降は、参考といたしまして、第2期の主な成果、4点ほどピックアップしてございます。それから、そのさらに次のページに参考2といたしまして、第3期中期計画における研究開発業務の主要な達成目標ということで簡潔に整理してございます。この辺の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。今、計画案の概要をご説明いただいたのでございますが、委員の皆様、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

**【奥林委員】** 第3期中期計画案の概要を説明していただいたのですが、この中で数値目標が明確に出されているものと、それから定性的な表現に終わっているものがございまして、いろいろ評価をする原則からしますと、数値目標等があるほうが一般的によろしいというふうには言われていますし、評価する側も数値目標があることによって一つの評価の基準になり得るので、そうしますと、ここにはなかなか数値目標として書きにくいものもあるとは思いますが、そのあたりの考え方ですね、つまり、具体的に数値目標が出さ

れているものと、数値目標がまだ出されていないものについての何か、考え方のようなものがあればむしろ教えていただきたい。といいますのは、ほかの独法なども中期計画についてはなかなか明確な数値が出せないというのはよくわかるのですが、基本方針としてはできるだけそれをしなさいという方向になっておりますので、そのあたりの総務省での考え方なり、あるいはここでの考え方を少し教えていただければというふうに思います。

**【竹内技術政策課長】** ご説明申し上げます。今、説明で使いました資料2-2はエッセンスでございますので、実際に中期計画案でどこまで書かれているかというのは、資料2-3のそれぞれの技術のところはどういう記載になっているかというのをご確認くださいと思います。可能なものについては私どもやはり基本的には独法において定量的な到達目標を可能な限り記載していただきたいということで、今回もページをめくっていただきますと、数字の入っているものがかなりあるというのはご覧いただけるかと思います。

ただ、中にはやはり必ずしも定量的な数字を示すよりもむしろ技術の今の進捗の状況でございますとか、実際の到達目標としてむしろ定性的に書いた中で、何というのでしょうか、手段と目的というようなことを考えましたときに、どのレベルに、例えば次の段階として実用に進む前の全体システムの基本的な特性をきちんと把握できる、検証できるレベルまで達するのだと、そのときに具体的な例えば通信のスピードでございますとか、チャネルの数というものがむしろそちらが意味を持つという場合には基本的に書いていただくほうがいいと思いますし、必ずしもそれにこだわらずに、むしろ性能、基本的な性能検証というものに重きを置くような技術については、そのような性質の技術をどの段階まで到達せしめるということを明確に書いております。

ですから、数字が入るものは書き、入らないものについてはどこまで到達するのかということそれぞれ具体的に記載したということをもとめているという、基本的にはそういう考え方でございます。

**【森永委員長】** よろしいでしょうか。

**【奥林委員】** はい、結構です。

**【森永委員長】** では、ほかの委員の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

それでは、来週以降になると思いますが、文書審議をさせていただく際には、本日の説明内容を踏まえましてご判断くださいますようお願いいたします。

では、次の議題4番に入りたいと思います。総務省独立行政法人評価委員会議事規則の

一部改正に入ります。事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【相馬官房政策評価広報課長】 それでは、ご説明させていただきます。資料3をご参照いただければと思います。総務省独立行政法人評価委員会におきまして、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第9条に列挙しているところでございます。第174回の通常国会におきまして、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が成立いたしまして、平成22年11月27日に施行されたことに伴いまして、まず1つ目として、政府出資に係る不要財産、売却収入等について、主務大臣の認可を受けて国庫に納付することを義務付け、2つ目として、民間等出資に係る不要財産につきまして、主務大臣の認可を受けて出資者に対し払戻しの請求ができる旨催告することの義務付け、3点目として主務大臣が認可を行う場合に独立行政法人評価委員会の意見を聴くことの義務付けがそれぞれ盛り込まれたところでございます。これらの事項につきましては、審議の迅速化を図る観点から、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項として、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第9条に追加させていただきたいと存じます。

主な改正点でございます。2枚目の朱書きの箇所をご覧ください。今申し上げました独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして、現在議事規則において規定しております分科会の議決事項に2つの事項を追加いたしました。具体的に申し上げますと、1つ、不要財産等に係る国庫納付等の認可、2つ、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求時に係る催告の認可を追加してございます。3枚目の資料が新旧対照となりますので、併せてご参照をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。この点、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思います。特にございませんでしょうか。では、ありがとうございました。

では、総務省独立行政法人評価委員会議事規則の一部改正案につきましては、当委員会として了承したものと決定させていただきます。なお、本日付をもちまして、一部改正案を施行することになりますので、各分科会におかれましては国庫返納しなければいけない不要財産が発生した場合は慎重にご審議をしていただきますようお願い申し上げます。

それで、議題として1から4まで終了いたしました。何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうへお返ししたいと思います。

**【相馬官房政策評価広報課長】** それでは、幾つかご連絡を申し上げたいと思います。来月以降、各法人の平成22年度の業務実績評価、情報通信研究機構におきましてはそれに加えて中期目標終了時の評価も開始されることとなります。また、今年度は情報通信機構の中期目標期間の終了時の見直しを行いましたけれども、来年度は郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間が終了することから、それに伴う見直しを行うこととなります。郵貯・簡保分科会所属の先生方をはじめ、各委員の先生方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

今回のこの親会の予定でございますけれども、NICTの次期中期計画が情報通信・宇宙開発分科会におきまして審議が終わり次第、文書審議を予定しております。現在のところ来週半ばになるのではないかと見込んでいるところでございます。なお、委員の皆様にご参集いただきます親会の開催予定といたしましては、例年通り8月下旬に、各分科会における平成22年度の業務実績評価に関する審議結果等をご報告いただくということを予定しております。

以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、佐村官房政策評価審議官からご挨拶を賜ります。

**【佐村官房政策評価審議官】** 本日は大変お忙しいところ日程を確保いただき、またご審議をいただきましてどうもありがとうございました。NICTの中期目標、中期計画につきまして、これまでの経過や今後のことなど一堂に会してご説明ができ、ご意見を承ることもできまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、後先になりましたけれども、引き続き森永委員長に亀井委員長代理、また、今日は欠席でございますけれども、新しく交代された二人の委員にもどうぞよろしくお願いいたします。

来月以降、各法人について具体的にいろいろな実績評価等の作業が始まってまいります。総務省といたしましては、それぞれの法人の適正かつ効率的な業務運営を確保し、所要の事務事業を含めた見直しに加えて、時々国民の視線を意識しながら、森永委員長からのご指摘ありましたけれども、折々に適切に説明していくこと、その際にやはり理解を得られるような説明ということを工夫していくことなど、心がけてまいりたいと思っております。先生方におかれましてはどうぞ忌憚のないご意見をお寄せいただき、よりよいものに

していけますように、今後ともよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【森永委員長】      ありがとうございました。

それでは、本日の委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。